＜市街地整備課：第5082000720号＞参考資料

収　入
印　紙

委　託　契　約　書

［産業廃棄物処理委託 収集・運搬用］

1　　委託業務の名称　　四日市中央通り地下駐車場清掃（収集・運搬）業務委託

2　　委託業務の地区　　四日市市　浜田町　地内

3　　委　託　期　間　　契約の日　から　令和　９年　３月１５日

4　　契　約　金　額

5　　委託料の支払方法　　完了払

6　　契 約 保 証 金　　免　除

上記の委託契約について、委託（排出事業）者（以下「甲」という。）と受託（収集・運搬業）者は次の条項により、委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

四日市市諏訪町１番５号
委託者　四日市市
四日市市長　　森　智広

住所又は所在地
受託者　氏名又は商号
代表者氏名　　印

（総則）

第１条　甲及び乙は、この契約書及び仕様書に従い、契約を履行しなければならない。

２　乙は、契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了し、甲は、その委託料を支払うものとする。

３　この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（法の遵守）

第２条　甲及び乙は、業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

（委託内容）

第３条

１　（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

［産廃］

許可都道府県・政令市：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可の有効期限：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業範囲：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可の条件：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　（委託する産業廃棄物の種類、数量）

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量は、次のとおりとする。

種類　：汚泥

数量　：４００．０ｔ

３　（運搬の最終目的地）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可都道府県・政令市：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可の有効期限：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業の区分：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

産業廃棄物の種類：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可の条件：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業場の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　（積替保管）

①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わないことを基本とする。

②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替え保管を行う場合は、法令に基づき、かつ契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行うものとする。

（義務と責任）

第４条

１　（適正処理に必要な情報の提供）

(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供しなければならない。

○産業廃棄物の発生工程

○産業廃棄物の性状及び荷姿

○腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

○混合等により生ずる支障

○その他取扱いの注意事項

(2) 甲は、上記の内容以外にも、乙の要求に応じて、適正処理に必要な情報を、乙に提供する。乙は(社)全国産業廃棄物連合会（以下「連合会」という。）の「廃棄物処理委託仕様書」と「廃棄物性・安全データシート」（連合会の「産業廃棄物処理受託の手引」を参照）の項目の内容等を参考に適正処理に必要な情報を甲に対して、要求することができる。

(3) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

２　（甲乙の責任範囲）

(1) 乙の責任範囲は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、前条第３項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。

(2) 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

(3) 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。

(4) 甲は、甲の責任範囲の中において乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

３　（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

４　（権利義務の譲渡）

乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

５　（履行報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。

６　（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

（委託料の支払）

第５条　乙は、仕様書に定めるところにより、委託料の支払を請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に委託料を支払わなければならない。

（秘密の保持）

第６条　乙は、業務の遂行に当たって知り得た業務の内容を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　乙は、委託業務の遂行に当たって個人情報を取り扱う場合は、別記の「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

（特定の違法行為に対する措置）

第７条　乙は、本契約の入札（見積り）に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、違約金として委託料の１０分の２に相当する額を甲に支払わなければならない。本契約終了後においても同様とする。

（１）本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

（２）納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）本契約に関し、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

（解除権）

第８条　甲及び乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、催告の上、この契約を解除することができる。

（１）　相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したとき。

（２）　乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人。

（２）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人。

（３）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等。

３　甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

⑴　乙の義務違反により甲が解除した場合

イ　乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ　乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ　上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求するものとする。

⑵　甲の義務違反により乙が解除した場合

乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第８条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するものとして四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第３条に規定する警察等関係機関からの通報又は同要綱第４条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不適当であると認められるときは、契約を解除することができる。

（１）乙又は乙の役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあっては、その者及びその支配人をいう。以下同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下同じ。）が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

（２）乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

（３）乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（４）乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除措置要綱別表第１に基づく密接な関係を有していると認められるとき

（５）乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除措置要綱別表第１に基づく社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
（６）乙又は乙の役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
（７）乙又は乙の役員等若しくはその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の乙の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行ったと認められるとき。
（８）乙が、甲の発注する工事又は委託等の契約を履行するに当たり、暴力団等排除措置要綱別表第１のいずれかに該当する者であることを知りながら、その者を下請負人として使用又は再委託したとき。
（９）乙が、甲の発注する工事又は委託等の契約を履行するに当たり、暴力団等排除措置要綱別表第１のいずれかに該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。）として使用又は再委託（すべての再委託を含む。）していた場合に、甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
（１０）乙が、甲の発注する工事又は委託等の契約を履行するに当たり、暴力団等排除措置要綱別表第1のいずれかに該当する者と認められる資材販売業者等であることを知りながら、資材を購入し、又は同要綱別表第２に基づく施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。
（１１）乙又は下請負人（一次及び二次下請け以降すべての下請負人を含む。）若しくは再委託先（すべての再委託先を含む。以下同じ。）が、甲の発注する工事又は委託等の契約を履行するに当たり、暴力団等排除措置要綱別表第１のいずれかに該当する者と認められる資材販売業者等から資材を購入し、又は同要綱別表第２に基づく施設若しくは廃棄物処理業者を使用していた場合に、甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
（１２）乙が、甲の発注する工事又は委託等の契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。
２　第８条第３項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（特定の違法行為に対する解除権）

第９条　甲は、乙が契約に関し、第７条各号のいずれかに該当すると認められたときは、契約を解除することができる。この場合において、前条第２項の規定は適用しない。

（暴力団等による不当介入を受けたときの義務）

第１０条　乙は、契約の履行に際して、乙又は乙の再委託先が暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
（１）不当介入に対し、断固拒否するとともに、速やかに所轄の警察署への通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
（２）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務の遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには業務発注所属と協議を行うこと。
２　甲は、乙から前項第１号の規定による報告があった場合は、速やかに所轄の警察署と連絡・協議を行い、乙を適切に指導するものとする。
３　甲は、乙が第１項第１号に規定する報告等を怠り、著しく信頼を損なう行為があると認められるときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき、適切な措置をとるものとする。
４　甲は、乙が不当介入をうけたことを理由に、契約期間の延長等の措置を行うときは、所轄の警

察署との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長を行うものとする。

（契約外の事項）

第１１条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。